

## 「国が定める利用者負担限度額段階（第1～3段階）

### に該当する利用者等の負担額について ※令和6年8月1日法改正

- 利用者負担は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1～第3段階の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第1～第3段階に認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の所在地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担の段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。又、「認定証」の提示が無いと、一旦「第4段階」の利用料をお支払いいただくことになります。（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります）
- 利用者負担第1・第2・第3段階に該当する利用者とは、世帯の全員が市町村民税非課税であり、かつ以下のような条件に該当する方です。

#### 【利用者負担第1段階】

生活保護を受けておられる方か、所属する世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けておられる方

#### 【利用者負担第2段階】

所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ年金収入額と合計所得年金額が80万円以下の方。かつ、貯蓄額等の合計が650万円以下（夫婦は1,650万円以下）

#### 【利用者負担第3段階①】

所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ年金収入額と合計所得年金額が80万円超120万円以下の方。かつ、貯蓄額等の合計が550万円以下（夫婦は1,550万円以下）

#### 【利用者負担第3段階②】

所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ年金収入額と合計所得年金額が120万円超。かつ、貯蓄額等の合計が550万円以下（夫婦は1,550万円以下）

#### 【利用者負担第4段階】

所属する世帯（本人含む）に市町村民税課税者がいる場合。

※年金収入額には老齢年金等の課税年金だけではなく、非課税年金（遺族年金、障害年金）も含まれます。

※65歳未満の方は、収入等に関係なく預貯金等の合計は1,000万円（夫婦は2,000万円）以下となります。

- その他詳細等については、当施設又は各市町村の窓口でおたずね下さい。

#### 負担額一覧表（1日当たりの利用料）

利用者負担段階	食 費	居住費（滞在費）	
		従来型個室	多床室
第1段階	施設、短期入所： 300円	550円	0円
第2段階	施設入所： 390円 短期入所： 600円		
第3段階①	施設入所： 650円 短期入所： 1,000円	1,370円	430円
第3段階②	施設入所： 1,360円 短期入所： 1,300円		
第4段階	施設、短期入所： 1,892円	2,074円	524円

※食費についてのみ、施設入所と短期入所の違いで各負担段階の金額が変更となります。